

未利用口座管理手数料の新設ならびに預金規定改定のお知らせ

平素よりしずおか焼津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、長期間ご利用のない預金口座について、不正利用による被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」および残高が同手数料に満たなくなった場合に解約させていただく定めを導入させていただくこととしました。

未利用口座管理手数料および解約の定めは令和3年4月1日（木）以降に開設された預金口座が対象となりますので、令和3年3月31日（水）以前に開設された口座は本件の対象とはなりません。

詳細については以下のとおりとなりますので、ご確認くださいませようお願いします。

1. 未利用口座管理手数料および解約の定め

【未利用口座の対象となる口座について】

令和3年4月1日（木）以降に新規開設する普通預金（総合口座、無利息型普通預金を含みます）、貯蓄預金およびインターネット支店専用普通預金口座のうち、お預け入れ（当該口座の利息収入を除く）または払戻し（本件手数料の引落しを除く）、口座振替等の利用が2年以上ない口座が対象となります。

※紛失等によりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となります。

ただし、次の場合には未利用口座の対象外となります。

普通預金（総合口座、無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金	インターネット支店専用普通預金口座
(1) 当該口座の残高が1万円以上である場合 (2) 当該口座と同一支店にてお借入がある場合 (3) 当該口座と同一支店にて定期性預金・国債・保険・投資信託・外貨預金等のお取引がある場合	(1) 当該口座の残高が1万円以上である場合 (2) しずしんインターネット支店にて定期預金のお取引がある場合

【未利用口座管理手数料のご案内について】

(1) 対象口座となった場合、事前に当金庫へお届けのご住所宛に文書にてご案内いたします。

※ご案内が到達しなかった場合でも、到達したものとみなします。

(2) 事前通知後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

【口座の自動解約について】

口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料とし、同口座を解約させていただきます。

※口座残高以上の手数料負担、および自動解約後の手続きはございません。

※未利用口座管理手数料の返却、および自動解約後の口座再利用のご依頼には応じかねますので、予めご了承ください。

2. 普通預金規定等の改定

未利用口座管理手数料および解約の定めを導入に関しまして、普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定およびインターネット支店専用普通預金規定を改定いたします。本規定の適用は令和3年4月1日（木）以降に普通預金（総合口座、無利息型普通預金を含みます）、貯蓄預金およびインターネット支店専用普通預金口座を新規に開設されたお客さまからとなります。

【普通預金（無利息型普通預金を含む）規定の改定内容】（下記条文を追加）

（未利用口座管理手数料・自動解約の定め）

- （1） 令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金を含む）は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第二項に定める手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- （2） この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途ホームページ上に掲示する一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。また、この預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、預金残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。
- （3） 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- （4） 前二項により解約された口座の再利用はできません。

【貯蓄預金規定の改定内容】（下記条文を追加）

（未利用口座管理手数料・自動解約の定め）

- （1） 令和3年4月1日以降に開設した貯蓄預金は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第二項に定める手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- ※（2）（3）（4）は 上記の普通預金（無利息型普通預金を含む）規定に同じ。

【総合口座取引規定の改定内容】（解約等の条文に下線の項を追加）

- （2） 前条各項の事由があるとき、または普通預金規定に基づき普通預金取引が停止、または解約された場合は、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

【インターネット支店専用普通預金規定の改定内容】（下記条文を追加）

（未利用口座管理手数料・自動解約の定め）

- （1） 令和3年4月1日以降に開設したインターネット支店専用普通預金は、当金庫がホームページ上に掲示する一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第二項に定める手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- ※（2）（3）（4）は 上記の普通預金（無利息型普通預金を含む）規定に同じ。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上